地域密着型通所介護
利　用　契　約　書

社会福祉法人　まきむら福祉会

沖見の里デイサービスセンター

この契約書は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（これ以降「利用者」といいます）と社会福祉法人まきむら福祉会（これ以降「事業者」といいます）との間に沖見の里デイサービスセンターから提供される地域密着型通所介護を実施するための取り決めを行う為に作成します。

第１条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令及びそのほかの関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力や心身状態に応じ、自力した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供します。

契約の開始日　令和　　年　　月　　日

（契約の終了日　　年　　月　　日）

第２条（契約期間）

１　契約の開始日　第１条に定めるとおり

契約の満了日　利用者の要介護の有効期限の満了日
（令和　　年　　月　　日）

２　契約満了日までに利用者から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

第３条（通所介護計画）

事業者は、利用者の解決すべき課題を把握し、契約者の意向を踏まえたうえで、「居宅サービス計画又は、支援計画書」に沿って「通所介護計画書」を作成します。事業者は、この「通所介護計画」の内容を利用者又は契約者（これ以降「利用者等」といいます）に説明します。

第４条（地域密着型通所介護の提供場所・内容）

１　通所介護の提供場所は、「沖見の里デイサービスセンター」です。所在地及び設備の概要は【契約書別紙兼重要事項説明書】のとおりです。

２　事業者は、第３条で定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。

３　利用者等は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者等の希望に添うようにします。

４　事業者は、サービス提供に当たり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

第５条（サービスの提供の記録）

１　事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも５年間は適正に保存し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

２　事業者は、第９条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで利用者の指定するほかの居宅介護支援事業者などへサービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

３　利用者等は、午前８時３０分から午後５時３０分までの間にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。

第６条（料金）

１　契約者は、事業者から提供を受ける各種介護保険給付サービス及び各種介護保険給付外サービスについて【契約書別紙兼重要事項説明書】に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を事業者に支払います。但し、利用者が要介護認定等を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦全額支払うものとします。

2　事業者は、契約者が支払うべき通所介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において利用者にかわって市町村より支払いを受けます。

3　事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、契約者に送付します。

4　契約者は、当月のサービス利用料金の合計額を翌月末日までに支払います。

第７条（サービスの中止）

1　契約者は、事業者に対して、サービス提供日当日午前８時３０分までに通知をすることにより、料金を負担することなく、サービス利用を中止することができます。

2　事業者は、利用者の体調不良等の理由により通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては、【契約書別紙兼重要事項説明書】に記載したとおりです。

第８条（料金の変更）

1　事業者は、契約者に対して、１ヶ月前までに文書で通知することにより介護保険給付外サービスの料金の変更（増額又

は減額）を申し入れることができます。

2　契約者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙兼重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。

3　契約者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第９条（契約の終了）

1　契約者は、事業者に対して、７日間の予告期間を置いて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が７日間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2　事業者は、やむを得ない事情がある場合、契約者に対して、１ヶ月間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3　次の事由に該当した場合は、契約者は、事業者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1)　事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

(2)　事業者が守秘義務に反した場合

(3)　事業者が利用者等又はその家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合

(4)　事業者が破産した場合

4　次の事由に該当した場合は、事業者は、契約者に対して、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1)　利用者のサービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず１４日以内に支払われない場合

(2)　利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合

(3)　利用者等又はその家族等が事業者やサービス従業者又はほかの利用者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

5　次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

(1)　利用者が介護保険施設に入所した場合

(2)　利用者の要介護認定等区分が非該当（自立）と認定された場合

(3)　利用者が死亡した場合

第 10 条（秘密保持）

1　事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2　事業者は、利用者等又は、その家族等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、その個人情報を用いません。

第 11 条（賠償責任）

事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

第 12 条（緊急時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先に連絡するとともに、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 13 条（事故発生時の対応）

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに事故が発生した場合「沖見の里事故防止マニュアル」内の事故発生時の対応手順に沿って必要な措置を講じます。

第 14 条（連携）

事業者は、通所介護の提供に当たり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 15 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者等からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者等の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 16 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、契約者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第17条（本契約に定めのない事項）

1　契約者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2　この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

この契約を証するため、本書２通を作成し、契約者、事業者が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

契約者氏名　　事業者

＜事業者名＞　社会福祉法人まきむら福祉会

デイサービスセンター沖見の里

＜所在地＞　新潟県上越市牧区大月 252 番地

＜管理者＞　施設長　北　島　賢　行　　㊞

利用者

＜住　所＞

＜氏　名＞　　㊞

代理人

＜住　所＞

＜氏　名＞　　㊞